

---

## 例規集（伊丹市公共施設マネジメント推進検討委員会）

---

1. 伊丹市公共施設マネジメント基本条例
2. 伊丹市公共施設マネジメント推進検討委員会規則
3. 伊丹市まちづくり基本条例
4. 伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針
5. 伊丹市公共施設マネジメント推進検討委員会傍聴要領（案）

# 1. 伊丹市公共施設マネジメント基本条例

(平成 28 年 3 月 28 日条例第 3 号)

## (目的)

第 1 条 この条例は、公共施設の老朽化の進展が市民の生活及び市の将来の行財政運営に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、公共施設の管理に関し、基本理念、基本的な計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、安定的で持続可能な行財政運営を図るとともに、魅力あるまちづくりの基盤となる公共施設を将来にわたって適切に維持管理することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 市が公用又は公共の用に供する建築物、道路、橋りょう、公園、上下水道等の施設（これらに附属する施設を含む。）をいう。
- (2) 公共施設の管理 公共施設の配置、維持管理、運営及び更新をいう。
- (3) 公共施設マネジメント 公共施設の管理に係る財政負担を軽減しつつ、行政需要に合ったサービスを安定的に供給するための、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する市の取組をいう。
- (4) 総量 公共施設のうち市が所有する建築物（周壁を有しない駐輪場、あずまやその他これらに類する構造の建築物、仮設の建築物その他小規模なものとして規則で定める建築物を除く。）の延べ床面積の合計をいう。
- (5) 総量規制 総量を一定の数値以下に制限することをいう。

## (基本理念)

第 3 条 公共施設マネジメントは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 公共施設が長期にわたり安全かつ快適に利用でき、公共施設による行政サービスが人口動態その他社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう取り組むこと。
- (2) 公共施設の管理に係る財政負担の軽減又は平準化を図り、将来の世代へ負担を先送りすることがないように取り組むこと。
- (3) 公共施設マネジメントの推進に当たっては、市、市民、事業者等（公共施設の管理の事業に携わる事業者その他の団体をいう。以下同じ。）が連携し、及び協働して取り組むこと。

## (市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、計画的に公共施設マネジメントを推進するものとする。

- 2 市は、公共施設マネジメントの推進に当たっては、人口動態、財政状況等の中長期の見通し並びに公共施設の現状及び利用状況等を踏まえ、行政需要を的確に予測して、効果的かつ効率的に行うものとする。
- 3 市は、市民に対し、公共施設の現状及び公共施設マネジメントに関する情報を分かりやすく周知するとともに、市民との熟議により公共施設マネジメントを推進するよう努めるものとする。
- 4 市は、公共施設マネジメントの推進に当たっては、民間の資産及び能力の活用を努めるものとする。

## (市民の責務)

第 5 条 市民は、まちづくりの主体として、公共施設マネジメントに理解及び関心を深め、公共施設

を、より良い形で将来の世代へ引き継ぐことができるよう、公共施設マネジメントの推進に参画するよう努めるものとする。

#### (事業者等の責務)

第6条 事業者等は、市と協力し、効果的かつ効率的な公共施設の維持管理、運営又は更新に関し、より有効な手法の追求、技術の向上等に努めるものとする。

#### (総量規制)

第7条 市は、目標とする総量（以下「目標値」という。）を定めて総量規制を図るものとする。

2 市は、総量規制に当たっては、公共施設の機能の移転又は複合化、公共施設の統合、民間の資産の活用等、多様な手法により、行政サービスの質の向上及び行政需要への柔軟な対応の確保を図るものとする。

#### (基本計画の策定)

第8条 市長は、公共施設マネジメントを総合的かつ計画的に推進するため、公共施設マネジメントの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 公共施設マネジメントの推進に関する基本的な方針
- (3) 総量規制の目標値
- (4) その他基本計画の実施に関し必要な事項

3 市長は、毎年度、基本計画の進捗状況を調査し、その結果を公表するものとする。

4 市長は、市の人口動態及び財政状況その他公共施設を取り巻く社会経済情勢に大きな変化があったときは、前項の調査の結果を踏まえ、基本計画の内容を検討し、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

5 市長は、基本計画の策定、変更又は廃止をしたときは、速やかにこれを公表するものとする。

#### (伊丹市公共施設マネジメント推進検討委員会)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、伊丹市公共施設マネジメント推進検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定、変更（第8条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る変更に限る。）又は廃止に関する事項を調査審議し、答申する。

3 委員会は、委員8人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 学識経験者

5 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申の日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている伊丹市公共施設等総合管理計画は、第8条第1項に規定する基本計画とみなす。

## 2. 伊丹市公共施設マネジメント推進検討委員会規則

(平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号)

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、伊丹市公共施設マネジメント基本条例（平成 28 年伊丹市条例第 3 号）第 9 条第 6 項の規定に基づき、伊丹市公共施設マネジメント推進検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員長)

第 2 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 3 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第 4 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、総合政策部政策室施設マネジメント課において処理する。

### (細則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 伊丹市まちづくり基本条例（抜粋）

（平成 15 年 3 月 27 日条例第 1 号）

#### （目的）

第 1 条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

（中 略）

#### （情報の共有）

第 9 条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。

2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、市民に分かりやすくその情報を提供するとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めるものとする。

3 審議会等は、市民に会議を原則として公開するよう努めるものとする。

4 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければならない。

（略）

## 4. 伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針

### (目的)

第1条 この指針は、審議会等の会議を公開することにより、市民参画と協働によるまちづくりを一層推進するとともに、市政の透明性や公平性を高めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、法令、条例の定めるところにより、審議、審査、調査を行うために設置された附属機関をいう。

### (会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に伊丹市情報公開条例（平成15年伊丹市条例第5号。）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる場合を除く。

2 前項ただし書の場合において、伊丹市情報公開条例第7条の各号のいずれかに該当する情報を他の審議内容と容易に分離できるときは、当該情報に係る部分を除いて公開を行うものとする。

3 審議会等は、会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

### (会議の公開の方法)

第4条 審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続及び遵守事項は、会長が別に定める。

### (会議録)

第5条 会議録は、会長が作成する。

2 会議録には次の事項を記載する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員、臨時委員、専門委員及び関係人の氏名
- (3) 議題及びその内容
- (4) 議事の要旨
- (5) 議決事項
- (6) その他会長が必要と認める事項

3 会議録は、会議の初めに会長が指名した2人の出席委員が署名する。

4 会議録は、事務局において保存する。

### (審議会等設置の周知)

第6条 執行機関は、審議会等を設置したときは、速やかに、市の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）等に次に掲げる事項を登載し、市民に周知するものとする。ただし、第4号に掲げる事項については、非公開情報が含まれる場合はこの限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 審議会等の所掌事項
- (3) 委員の人数及び任期
- (4) 委員名簿
- (5) 担当課連絡先

### (会議開催の周知)

第7条 執行機関は、審議会等が開催されるときは、会議開催予定日の1週間前までに次に掲げる事項をホームページ等に登載し、市民に周知するものとする。ただし、緊急に開催される会議については、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴の可否及び非公開とする場合はその理由
- (5) 傍聴の定員及び傍聴の受付方法
- (6) 前号に規定する傍聴に関する事項の概要
- (7) 連絡先

**(会議録等の公開)**

第8条 執行機関は、審議会等から会議録の写し又は答申書等（以下「会議録等」という。）の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げる方法によりその内容を公開するものとする。ただし、会議録の内容に非公開情報が含まれている場合を除く。

- (1) 会議録等の行政資料コーナー又は担当課窓口への備付け
- (2) ホームページへの登載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、執行機関が適切と認める方法

2 前項ただし書きの場合において、非公開情報を会議録等の他の内容と容易に分離できるときは、当該情報に係る部分を除いて公開するものとする。

3 第1項ただし書の規定により会議録等を公開せず、又は部分公開とするときは、執行機関は、その旨及びその理由をホームページ等に登載するものとする。



## 5. 伊丹市公共施設マネジメント推進検討委員会傍聴要領（案）

### 伊丹市公共施設マネジメント推進検討委員会傍聴要領（案）

#### （目的）

第1条 この要領は、伊丹市公共施設マネジメント推進検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して、伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）第4条第1項の規定に基づき、委員会の傍聴に関して必要な事項を定める。

#### （傍聴定員）

第2条 委員長は、委員会の開催場所の規模等により傍聴者の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が、前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を定めるものとする。

#### （傍聴の受付）

第3条 傍聴希望者は、委員会の当日、委員会開始10分前までに、受付簿に住所、氏名を記入しなければならない。ただし、委員会開始10分前に、傍聴者が前条に規定する定員に満たない場合は、委員長は、同時刻以降に傍聴を希望するものに係る許可を行うことができる。

#### （傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

#### （傍聴者の守るべき事項）

第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にし、委員会における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。
- (2) 騒ぎ立てない。
- (3) 示威的行為をしない。
- (4) 飲食、喫煙をしない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨げとなるような行為はしない。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

4 傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

#### （傍聴者への配布資料等）

第6条 傍聴者には、委員会次第又は議題を記載した資料、その他委員長が必要と認めた資料を配布するものとする。

2 前項の規定により配布した資料については、委員会終了後回収するものとする。ただし、委員

長が支障ないと認めた場合はこの限りでない。

**(傍聴者の退場)**

第7条 傍聴者は、指針第3条第1項ただし書の規定に基づき、委員会を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができるものとする。

**(報道関係者の取扱い)**

第8条 伊丹市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

**(その他)**

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

**付 則**

この要領は、令和3年10月29日から施行する。